

東京地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 不動産差押え処分取消し並びに裁決取消し請求訴訟事件

国側当事者・国（広島北税務署長ほか）

令和2年6月30日却下・棄却・控訴

## 判 決

原告	X
被告	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
処分行政庁	広島北税務署長 五丁 和夫
裁決行政庁	国税不服審判所長 東 亜由美
同指定代理人	別紙1 指定代理人目録のとおり

## 主 文

- 1 本件訴えのうち、広島北税務署長がした差押処分の取消しを求める部分を却下する。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 請求

- 1 広島北税務署長が平成30年4月11日付けで原告に対してした別紙2 物件目録記載の各不動産に対する差押処分（以下「本件差押処分」という。）を取り消す。
- 2 国税不服審判所長が平成31年3月15日付けで原告に対してした審査請求を却下する旨の裁決（以下「本件裁決」という。）を取り消す。

### 第2 事案の概要等

#### 1 事案の概要

本件は、広島北税務署長が原告に対して本件差押処分を行い、原告がこれを不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）をしたのに対し、国税不服審判所長が本件審査請求は法定の不服申立期間の経過後にされた不適法なものであるとして審査請求を却下する旨の本件裁決をしたことについて、原告が、本件審査請求は原告が本件差押処分を現実に知ったときを起算点として法定の不服申立期間内にされたものであるから本件裁決は違法であると主張して、本件差押処分の取消しを求める（以下「本件処分取消しの訴え」という。）とともに、本件裁決の取消しを求める（以下「本件裁決取消しの訴え」という。）事案である。

被告は、本件審査請求は法定の不服申立期間の経過後にされたもので、国税通則法77条1項ただし書の「正当な理由」も認められないと主張して、本件裁決取消しの訴えに係る請求には理由がないと主張するとともに、本件処分取消しの訴えについて、適法な審査請求を経てい

ないことから不適法であると主張している。

## 2 関連法令の定め

- (1) 国税通則法 12 条 1 項は、国税に関する法律の規定に基づいて税務署長等が発する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所に送達する旨規定し、同条 2 項は、通常の手続きによる郵便又は信書便によって同条 1 項に規定する書類を発送した場合には、その郵便物又は信書便物は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する旨規定している。
- (2) 国税通則法 77 条 1 項本文は、審査請求を含む国税に関する法律に基づく処分についての不服申立ては、処分があったことを知った日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して 3 月を経過したときは、することができない旨規定し、同項ただし書は、正当な理由があるときは、この限りではない旨規定している。
- (3) 国税通則法 115 条 1 項本文は、国税に関する法律に基づく処分（括弧内省略）で不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、審査請求についての裁決を経た後でなければ、提起することができない旨規定している。

## 3 前提事実

以下の各事実については、掲記の各証拠又は弁論の全趣旨により、容易に認定できる。

- (1) 処分行政庁は、平成 30 年 4 月 1 日当時、原告に対し、別紙 3 租税債権目録のとおり、納期限を徒過した租税債権 232 万円（以下「本件滞納国税」という。）を有していた（弁論の全趣旨）。
- (2) 処分行政庁は、同日、本件滞納国税を徴収するため、国税徴収法 47 条 1 項及び同法 68 条の規定に基づき、本件差押処分をした（甲 4、乙 1）。
- (3) 処分行政庁は、同日、国税徴収法 68 条 1 項に基づき、甲府市●●所在の原告の住所地（以下「原告住所地」という。）に宛てて、本件差押処分に係る差押書（以下「本件差押書」という。）在中の封筒（以下「当初郵便物」という。）を簡易書留郵便の方法により発送した（甲 4、乙 2～4）。  
当初郵便物については、同月 13 日、郵便局員が配達を試みたが、原告が不在であったため A 郵便局で保管され、同月 23 日、保管期限経過のため、広島北税務署に返戻された（乙 4、弁論の全趣旨）。
- (4) 処分行政庁は、同月 24 日、原告住所地に宛てて、本件差押書在中の封筒（以下「再発送郵便物」という。）を普通郵便で特定記録郵便の方法により発送し、再発送郵便物は、同月 26 日、別紙 2 物件目録記載の各不動産の所在地である甲府市●●（以下「差押物件所在地」という。）に配達された（乙 5、6、8、9）。
- (5) 原告は、本件差押処分の通知を受け（その時期につき争いがある。）、その後、本件差押処分を不服として、同年 11 月 15 日、裁決行政庁に対し、本件審査請求をした（甲 2 の 1、13）。
- (6) 裁決行政庁は、平成 31 年 3 月 15 日付けで、本件審査請求について、法定の不服申立期間の経過後にされた不適法なものであるとして却下する旨の裁決（本件裁決）を行い、同月 18 日、本件裁決に係る裁決書の謄本を原告宛てに送付し、原告は、同月 27 日、A 郵便局の窓口でこれを受領した（甲 2 の 1～3、乙 10 の 1・2）。

## 4 争点及び争点に係る当事者の主張

本件の争点は、①本件審査請求が、原告が本件差押処分に係る通知を受けた日の翌日から3月以内にされたものであるか（争点1）、②本件審査請求が、本件差押処分の通知を受けた日の翌日から3月を経過してされたことについての正当な理由があるか（争点2）、③本件差押処分及び本件判決の違法性（争点3）である。

(1) 争点1（本件審査請求が、原告が本件差押処分に係る通知を受けた日の翌日から3月以内にされたものであるか）について

（原告の主張）

処分の通知を受けた日とは、処分を現実に行った時であり、原告が、本件差押処分を現実に行ったのは、平成30年8月16日である。したがって、本件審査請求は、原告が本件差押処分の通知を受けた日の翌日から3月以内にされたものである。

（被告の主張）

国税通則法77条1項の処分に係る通知を受けた日とは、必ずしもこれを受けるべき者が現実に内容を了知したことを要せず、通知が社会通念上了知できると認められる客観的状态に置かれた日のことをいい、郵便によって通知がされた場合には、郵便物が名宛人の住所等に配達され、その支配圏内に置かれた日のことをいうと解される。

本件差押書は、平成30年4月26日、原告が当時居住していた差押物件所在地に配達されたことにより、原告の支配圏内に置かれており、原告が通知を社会通念上了知できる客観的状态に置かれている。

したがって、原告は、同日、本件差押処分に係る通知を受けており、本件審査請求は、原告が本件差押処分に係る通知を受けた日の翌日から3月を経過してされたものである。

(2) 争点2（本件審査請求が、本件差押処分の通知を受けた日の翌日から3月を経過してされたことについての正当な理由があるか）について

（原告の主張）

正当な理由とは、不服申立期間内に不服申立てをしなかったとしても社会通念上相当と認められるような理由をいうものと解され、「責めに帰すべき事由がない」とか「やむを得ない」というよりも緩やかに解すべきである。

本件差押書は、書留又は簡易書留ではなく特定記録郵便の方法で送付されており、受領の証印又は署名をしておらず、客観的了知の状態にないから、原告には正当な理由がある。また、原告は、平成27年2月から平成30年秋にかけて、広島北税務署に対して差押えに不服がある旨通知している。原告は、本件差押処分に係る督促状を受け取っていない。

（被告の主張）

国税通則法77条1項ただし書にいう「正当な理由」とは、不服申立制度の目的及び法的安定性の要請を考慮し、そのような例外を認めることが社会通念上正当であるとするような理由をいい、例えば、不服申立期間の教示に誤りがあった場合や、天災、交通途絶等の不服申立人の責めに帰すことのできない事由により不服申立期間内に不服申立てをすることが不可能と認められるような客観的な事情がある場合がこれに当たるところ、原告が法定の不服申立期間を経過して本件審査請求をしたことにつき、上記に述べるような事情は存在しない。

(3) 争点3（本件差押処分及び本件判決の違法性）について

（原告の主張）

本件差押処分及び本件裁決には違法がある（国税徴収法、国税通則法、憲法、民法、刑法、行政不服審査法、国家賠償法等）。

（被告の主張）

争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1（本件審査請求が、原告が本件差押処分に係る通知を受けた日の翌日から3月以内にされたものであるか）について

(1) 国税通則法77条1項の処分に係る通知を受けたというためには、社会通念上、処分を受ける者が通知の内容を了知し得る客観的状态に置かれれば足り、現実はその内容を了知することを必要とするものではないというべきである。そして、同通知が郵便による場合には、通知が郵便により名宛人の住所に配達されて、名宛人がその内容を了知することのできる状態に置かれることをもって足りるというべきである。

前提事実及び証拠（乙6、8、9）によると、本件差押処分は平成30年4月11日付けでされたこと、その通知書（本件差押書）は、同月24日に原告住所地に宛てて普通郵便で特定記録郵便の方法により発送されたところ、A郵便局の職員は、原告宛ての郵便物は、同郵便局において原告住所地付近の差押物件所在地に配達するよう登録されていたことから、同月26日、差押物件所在地に配達したことが認められ、これによって、同日、原告がその内容を了知し得る状態に置かれたということが出来る。

(2) 原告は、処分の通知を受けた日とは処分を現実に知った時であり、原告が本件差押処分を現実に知ったのは、平成30年8月16日であると主張する。しかしながら、名宛人が処分の内容を了知し得る状態であるにもかかわらず、現実に知るまでは法定の不服申立期間が進行しないと解すると、名宛人の意思や行動によって不服申立期間が満了する時期が遅れることになるところ、このような帰結は、国民の権利救済と行政処分の効果ないし行政上の法律関係の早期安定との要請の調和を図るべく法が不服申立期間を定めた趣旨に照らして相当ではない。

原告は、本件差押書は重要文書であることから書留で送付されなければならないと主張する。しかしながら、国税通則法12条1項は、郵便による送達について、書類の重要性に応じて、特に書留郵便によらなければならないとの指定をしておらず、また、同条2項によると、普通郵便によることも許容されていることからすると、本件差押書につき、簡易書留郵便の方法により発送された当初郵便物が保管期間経過のため返戻された後に、再発送郵便物を普通郵便で特定記録郵便の方法により発送したことに違法不当があるとはいえず、原告の上記主張には理由がない。

なお、原告は、原告宛ての郵便物を差押物件所在地に配達することをA郵便局に指示したことはないとも主張する。しかしながら、原告は、広島にいたときに、郵便局職員から原告住所地の郵便受けがいっぱいであることから差押物件所在地に配達するとの連絡があった旨主張していること、簡易書留郵便の方法で送付された当初郵便物も差押物件所在地に配達を試みられており（乙8）、これを受けて、原告は郵便局に保管期間の延長を申し入れた旨主張していることなどに照らすと、本件差押書が差押物件所在地に配達されたことをもって、原告はその内容を了知し得る状態になったと認められるのであって、原告の上記主張は上記（1）の認定判断を左右するものではない。

(3) 以上によると、原告が本件差押処分のお知らせを受けた日は平成30年4月26日であり、本件審査請求は、原告が本件差押処分に係るお知らせを受けた日の翌日から3月を経過した後にされたものといえる。

2 争点2 (本件審査請求が、本件差押処分のお知らせを受けた日の翌日から3月を経過してされたことについての正当な理由があるか) について

(1) 原告は、本件差押書が特定記録郵便の方法で送付されていること、平成27年2月から平成30年秋にかけて広島北税務署に対して差押えに不服がある旨通知していること、本件差押処分に係る督促状を受け取っていないことをもって、本件審査請求が、本件差押処分のお知らせを受けた日の翌日から3月を経過してされたことについての正当な理由がある旨主張する。

(2) しかしながら、本件差押書が特定記録郵便の方法で送付されたことが違法不当といえないことについては、上記1のとおりである。また、本件差押処分に先立つ平成30年2月27日、原告は、広島北税務署宛てに、差押えに異議を述べるとする文書を差し出したことは認められるが(甲10)、これをもって審査請求とみることはできず、原告が平成31年1月17日に広島国税不服審判所国税審判官と面談した際にそのような説明をしていたわけでもないことからすると(乙7)、このことが、本件審査請求が法定の審査請求期間を経過した後にされたことに影響を及ぼしたとはいえない。さらに、本件差押処分後の同年8月26日及び10月8日、原告は、広島北税務署宛てに、同じく差押えに異議を述べるとする文書を差し出したことが認められるが(甲5、6)、これらはいずれも法定の審査請求期間を経過した後にされたものである。さらに、原告は本件差押処分に係る督促状を受け取っていない旨主張するが、これをうかがわせる証拠はない上、いずれにせよ、このことが法定の審査請求期間を経過したことに影響を及ぼしたとはいえない。

(3) 以上によると、本件審査請求が、本件差押処分のお知らせを受けた日の翌日から3月を経過してされたことについての正当な理由があるとは認められない。

3 小括

以上によると、本件審査請求は法定の不服申立期間の経過後にされたもので、国税不服審査法77条1項ただし書の「正当な理由」も認められないことから、本件裁決取消しの訴えに係る請求には理由がないこととなり、本件処分取消しの訴えは、適法な審査請求を経していないことから不適法である。

第4 結論

以上のとおり、本件裁決取消しの訴えについては請求に理由がないから棄却することとし、本件処分取消しの訴えについては不適法であるから却下することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 鎌野 真敬

裁判官 網田 圭亮

裁判官 野村 昌也

(別紙1)

指定代理人目録

河村 浩幸、大岡 仁、菊地 翔太、渡辺 孝之、山崎 保彦、石原 含英、田原 秀範、  
甲斐 裕也、近藤 喜久男、田島 覧

以上

別紙 2、別紙 3 省略